一六九　中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件　三〇70　四七

一七〇　中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件　三〇70　四七

一七一　中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三〇70　四七

一七二　中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件　三〇70　四七

一七三　確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三〇70　四七

一七四　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三〇70　四七

一七五　中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三〇70　四七

一七六　中小企業退職金共済法施行令第十五条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三〇70　四七

一七七　中小企業退職金共済法第三十一条の三第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三〇70　四七

一七八　障害者雇用対策基本方針を定める件　三〇70　四七

一七九　要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件　三〇70　四八

一八〇　労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件等の一部を改正する告示　三〇70　四九

一八一　厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者　三〇70　五六

一八二　厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者　三〇70　五六

一八三　居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを提供している者として厚生労働大臣が定めるもの　三〇70　五六

一八四　介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件　三〇70　五六

一八五　厚生労働大臣の定める介護医療院が広告し得る事項　三〇70　五九

一八六　労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件　三〇70　五九

一八七　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく平成三十年度の単位掛金額を定める件　三〇70　五二

一八八　厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の一部を改正する件　三〇特6　二〇〇

一八九　平成三十年度の献血の推進に関する計画を定める件　三〇特6　二〇一

一九〇　平成三十年度の血液製剤の安定供給に関する計画を定める件　三〇特6　二〇三

一九一　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき平成三十年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件　三〇特6　二〇六

一九二　平成三十年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件　三〇特6　二〇六

一九三　高年齢者等職業安定対策基本方針の一部を改正する件　三一特7　八三

一九四　雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示　三一特7　八三

一九五　平成二十七年厚生労働省告示第二百三十三号を廃止する件　三一特7　八四

○厚生労働省、経済産業省

一　福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針の一部を改正する件　三〇70　五三

○厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省

一　特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件　三〇70　五三

○厚生労働省、経済産業省、環境省

一　新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準の一部を改正する件　六46　二

二　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第八条第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件　三〇70　五四

三　ＰＦＯＳ又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件　三〇70　五四

四　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省・経済産業省・環境省関係告示の整理に関する告示　三〇70　五四